

群馬大学大学院教育学研究科課程長に関する規程

令和 4. 4. 1 制定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学大学院教育学研究科の課程長に関し必要な事項を定める。

(設 置)

第 2 条 本研究科の修士課程に修士課程長を、専門職学位課程に専門職学位課程長を置く。

(職 務)

第 3 条 修士課程長及び専門職学位課程長（以下「各課程長」という。）は、研究科長を補佐し、当該課程の運営に関し総括及び連絡調整等を行う。

(選 考)

第 4 条 各課程長は、原則として教育学研究科を主担当とする教授の中から研究科長が指名し、研究科教授会の承認を得るものとする。

(任 期)

第 5 条 各課程長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、当該各課程長を指名した研究科長の任期を超えることはできない。

(規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、研究科教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行前に、現に指名されていた各課程長は、この規程により指名されたものとみなす。
- 3 群馬大学大学院教育学研究科課程長に関する要項（平成 26 年 4 月 1 日制定）は廃止する。